

現金で県税過誤納還付金支払請求書兼領収証（以下「支払請求書」という。）による過誤納還付金を受け取る場合の代表例

- ・横浜銀行各店舗の窓口に支払請求書を提出してください。
- ・横浜銀行に預金口座をお持ちの方は、預金口座に入金して受け取ることができます。
→「1. 横浜銀行の預金口座へ入金して受け取る場合」を参照
- ・現金で受け取る場合、支払金額が10万円以下の場合と10万円を超える場合で必要書類等が異なります。
支払金額が10万円を超える場合は、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認が必要となります。

請求者の区分 (支払請求書 表面に記載さ れている方)	受取人の区分 (実際に窓口に 出向かれる方)	支払請求書への記載内容や必要書類等			
		支払請求書への記載内容		10万円以下の必要書類等 (本人確認書類)(※)	取引時確認(10万円を超える場合) の必要書類等(※)
		表面	裏面		
個 人	本人	・押印不要		受取人本人であることを証明できるもの (個人番号カード、運転免許証等)	受取人の個人番号カード又は運転免 許証等の官公庁が顔写真を貼付した 本人確認書類 (これらが用意できない場合は次のページ を参照)
	代理人(個人)	・記入必要 ・押印不要	・記入必要 ・押印不要		請求者及び受取人の個人番号カード 又は運転免許証等の官公庁が顔写真 を貼付した本人確認書類 (これらが用意できない場合は次のページ を参照)
法 人	本人(法人の 代表者)	・代表者氏 名の追記 ・押印不要		本人(法人の代表者)であることを証明 できるもの(①登記事項証明書又は② 国税若しくは地方税の領収証書) 及び 代表者であることを証明できるもの (個人番号カード、運転免許証等)	名称、本店や主たる事務所の所在地、 事業内容の記載がある登記事項証明 書等及び受取人(実際に窓口に出向 かれる方)の個人番号カード又は運転 免許証等の官公庁が顔写真を貼付し た本人確認書類 (これらが用意できない場合は次のページ を参照)
	代理人(従業 員等の個人)	・代表者氏 名の追記 ・押印不要	・記入必要 ・押印不要	・記入必要 ・押印不要	受取人本人であることを証明できるもの (個人番号カード、運転免許証等)

※本人確認書類・取引時確認の必要書類等は、原本に限ります。

また、「住所・氏名・生年月日」の記載があること、確認時点で有効であること、有効期間のないものは発行後6か月以内であること、
資格確認書以外は官公庁が発行した書類であることが必要です。

顔写真付きの本人確認書類が用意できない場合

顔写真のない本人確認書類

いずれか1つ

○各種資格確認書

- ◇国民健康保険の資格確認書
- ◇健康保険の資格確認書
- ◇後期高齢者医療の資格確認書
- ◇介護保険被保険者証 など

○顔写真のない在留カード等

- ◇在留カード
- ◇特別永住者証明書
- ◇個人番号カード など

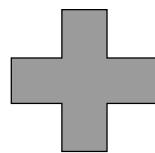
○各種年金手帳

※年金証書は本人確認書類にはなりません。

○各種福祉手帳

- ◇母子健康手帳(乳幼児のみ) など

○実印取引時の印鑑証明書



追加の確認書類

いずれか1つ

○別の本人確認書類

◇左記の「顔写真のない本人確認書類」からもう1種類

※国民健康保険の資格確認書と後期高齢者医療の資格確認書など、各種資格確認書から2種類でも差し支えありません。

◇住民票の写し(マイナンバーの記載のないもの)

◇住民票記載事項証明書(マイナンバーの記載のないもの)

◇印鑑証明書(実印取引以外)

◇戸籍の附票の写し

◇その他官公庁から発行・発給された書類

○現住所の記載がある税金・公共料金の領収証

(6か月以内)

◇国税・地方税の領収証

◇電気・ガス・水道・NHK・固定電話料金の領収証

◇国民健康保険料等の社会保険料の領収証

※携帯電話料金の領収証は確認書類になりません。

※領収証は請求者・受取人ご自身の名義のものに限ります。

(ご家族名義の領収証は確認書類なりません。)

※本人確認書類は、「住所・氏名・生年月日」の記載があること、確認時点で有効であること、有効期間のないものは発行後6か月以内であること、資格確認書以外は官公庁が発行した書類であることが必要です。